

「行政手続コスト」削減のための基本計画

| | |
|-------|---------------|
| 省庁名 | 厚生労働省 |
| 重点分野名 | 営業の許可・認可に係る手続 |
| 局名 | 年金局 |

I. 確定拠出年金運営管理機関に関する手続

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 確定拠出年金運営管理機関の登録内容変更の届出

① 手続の概要

確定拠出年金運営管理機関は、登録申請書の内容に変更があった場合には、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

e-govによる電子申請が可能。紙による提出 100%、電子化率 0%。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 確定拠出年金運営管理機関の登録内容変更の届出

- 現在、確定拠出年金運営管理機関は、登録内容に変更があった際に、確定拠出年金運営管理機関に関する命令様式第一号、第四号（必要に応じて第二号）（A4サイズ1枚又は2枚）を厚生労働省に届け出ることとされている。
- 現行、既に多くの運営管理機関が郵送による届出を行っているところであるが、直接、厚生労働省に赴くことなく郵送やオンラインで手続を完結することができることについて、平成29年度末までに、改めて厚生労働省ホームページによる周知を行う。
- また、平成29年度までに、届出に際し、厚生労働省に問い合わせが寄せられる事項（例えば、添付書類の提出時期、変更内容に関係のない書類は再提出が不要か否か等）について、Q&Aや様式の記載例等をホームページで示すことにより、厚生労働省への問い合わせに要するコストや、書類の記載事項の不備により戻された書類の修正及び再提出に係るコストの削減を図る。
- なお、押印・電子証明の不要化については、デジタルガバメント実行計画に基づいて、平成29年度末までに策定される押印見直しに関する方針や、平成30年度に計画されている、「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」の見直しを踏まえ、検討する。

上記(1)について、平成31年度末までに、作業時間（問い合わせや返戻の時間含む）の20%削減を行う。